

千葉県介護の未来案内人事業業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「千葉県介護の未来案内人事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 趣旨・目的

急激な高齢化の進展や少子化の影響により、団塊の世代が75歳以上となる2026年度には約1万1千人、65歳以上の高齢者数がピークとなる2040年度には約2万8千人の介護人材が県全体で不足すると見込まれている。

このため、将来の担い手である若者やその保護者世代を対象に、介護職の「魅力」や「やりがい」を情報発信することにより、「介護職に対する社会的な理解促進」及び「就業促進」を図ることを目的とし、知事の委嘱を受けた若手介護職員「介護の未来案内人（以下「案内人」という。）」（約25名を委嘱予定）が、学校等への派遣やSNS等による情報発信より、介護職の魅力を伝える活動などを行う。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託料の上限

9,884,000円（消費税及び地方消費税含む）

※県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用とする。

4 委託業務内容

（1）案内人全体会議の企画・運営業務

回 数	年4～5回（各回2時間程度）
参 加 者	案内人、県担当者、受託事業者の担当者
業務内容	<p>① 全体会議の会場・日程の調整 ② 案内人に対する会議の連絡調整等 ③ 研修の実施（司会、資料の作成、印刷、グループワークの編成等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none">・事業の目的意識の共有・活動内容及びスケジュールの確認・プレゼンテーション資料の作成依頼及び作成手順の説明・プレゼンテーション資料の発表練習会・事業の目的達成に資する学習会、グループワーク・情報交換、活動報告、意見交換・次年度に向けた改善点、反省点等の確認・案内人への本事業に対するアンケートの実施 等
備 考	<ul style="list-style-type: none">・学習会の例・モチベーション維持・向上のための研修・プレゼンテーション能力向上のための研修・コミュニケーション能力向上のための研修・チーム力向上のための研修 等

(2)学校等への訪問授業

時 期	通年
場 所	県内の中学校・高等学校・大学・日本語学校等
回 数	1校当たり派遣人数2～5名程度、派遣回数計30回程度
業務内容1 (出前授業)	<p>県内学校等への派遣等のプレゼンテーション資料等の作成サポート及び派遣の企画・運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校でのプレゼンテーションの企画・運営 ② 案内人派遣に関する連絡調整 ③ 案内人の学校でのプレゼンテーション資料作成の補助及び助言 ④ 派遣校での介護に関する総括的な講演の実施 (例) 介護職の理解促進のための介護の仕事内容 給与等の処遇についての他職との比較 等 ⑤ 参加者アンケートの作成及び配布、回収、集計
業務内容2 (ワークショッップ授業)	<p>介護職の魅力等を体験するためのワークショッププログラムの作成・開発及び派遣の企画・運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ワークショッププログラムの作成・開発 ② 学校でのプレゼンテーションの企画・運営 ③ 案内人派遣に関する連絡調整 ④ 案内人の学校でのプレゼンテーション資料作成の補助及び助言 ⑤ 派遣校でのワークショップの実施及び介護に関する総括的な講演の実施 (例) 介護職の理解促進のための介護の仕事内容 給与等の処遇についての他職業との比較 等 ⑥ 参加者アンケートの作成及び配布、回収、集計
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先となる学校の選定、日程調整及び学校に対する事業実施依頼は県が行う。 ・派遣する案内人は受託者が案内人と調整の上で決定し、その後の連絡調整及び発表の場の企画運営は受託者が行う。 ・案内人による発表内容については、介護職を志したきっかけや、介護職の魅力・やりがいなど、介護職の理解促進やイメージアップにつながるものとなるよう、また、訪問する学校の特性に応じ効果的なものとなるよう、助言を行うこと。 ・実施に当たっては、授業後に案内人と学生を交えた振り返り（感想共有）等を実施すること。 ・事業効果を計るため、参加者アンケートについては、発表を聞く前後での介護職に対する理解や認識の違いが明らかになるような項目を含めること。 ・ワークショッププログラムは、カードゲームやボードゲーム等のツールを使った、オフライン形式のものとし、グループワークによるものとすること。 ・ワークショッププログラムの作成・開発に当たっては、案内人や学識経験者、福祉・介護施設の経営者等の意見を交えながら開発する等、幅広い観点でプログラムを作成すること。 ・ワークショッププログラムの作成・開発に当たっては、学生が興味を持って主体的に体験（プレイヤー目線で体験）

	<p>できるよう、ゲームの要素や仕組みをプログラムに盛り込む（ゲーミフィケーション）こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ授業の実施に当たっては、案内人にファシリテーターやプレゼンター等、役割を持たせてワークショップに参加させること。
--	--

(3) 介護の魅力発信冊子の作成・配布

前記(2)の授業後により学びを深められるように、また、保護者世代にも介護の魅力・やりがいを発信するため、介護の魅力発信冊子を作成・配布すること。
(配布の方法は現物支給又はデータの共有等を想定し、作成すること。)

なお、内容については、受託者のその他独自提案とし、作成に当たっては、県と協議を行いながら作成することとする。

(4) 案内人の交通費、報酬等の支払い業務

前記(1)から(3)に定める全体会議、学校訪問、SNS投稿の際には、別紙「千葉県介護の未来案内人委嘱要綱」に記載されている報酬、交通費を受託者の負担により支払うこと。

なお、報酬、交通費に係る事務の一切は受託者が行う。(支払口座の管理も含む。)

(5) その他独自提案(任意とする。会議における加算対象)

前記(1)から(4)のほか、予算の範囲内において、本事業の目的達成に効果的な独自提案がある場合は実施することができる。

なお、(1)から(3)の項目で示した事業の効果・水準の向上を目的とした追加提案も本項目の対象とする。

また、独自提案による活動についても、案内人に対し「千葉県介護の未来案内人委嘱要綱」に基づく報酬等を支払うこと。

5 運営及び管理

- (1) 委託業務の遂行に当たっては、県と常に密接な連携を図り、その指示・承認を受けるものとする。
- (2) 委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置する。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。
- (3) 委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。
- (4) 県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (5) 本事業により制作された制作物のうち、4(2)業務内容2を除く著作権は、千葉県に帰属するものとする。
- (6) その他、本仕様書に記載されておらず、本事業の執行に当たり必要となる事項は、県及び受託者との協議により決定するものとする。